特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第22号

計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成26年９月５日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成26年９月25日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　中鉢　良治

１、承認番号　第D1414号
２、名称　A&D ELECTRONICS （Shen Zhen） CO., LTD.
３、住所　Tantou Datianyang Industrial Estate, Songgang Town, Baoan District, Shenzhen, China
４、特定計量器の種類　非自動はかり

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成26年９月25日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

１．⑶⑮のうち、ニ及びホを削り、ハの次に次のとおり加える。

ニ　2014秋・東北観光フリーパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間または３日間に、㈡(a)に定める区間内のインターチェンジから㈡(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡(c)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入または流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、㈡(b)に定める区間内のインターチェンジから㈡(c)に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡(c)に定める区間を通行（以下「北関東発着型」という。）または、㈡(c)に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	料金の合計額			
	首都圏発着型	北関東発着型	周遊型	
	３日間利用	３日間利用	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	10,500円	9,500円	6,000円	6,500円
普通車	13,500円	12,000円	7,500円	8,500円

㈢　実施する期間

平成26年９月26日から同年12月１日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成26年10月14日、平成26年11月４日及び平成26年11月25日。

㈣　適用区間

(a)　首都圏発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから館林インターチェンジまで、常磐自動車道の三郷インターチェンジから石岡小美玉スマートインターチェンジまで、首都圏中央連絡自動車道（あきる野市から久喜市まで）の白岡菖蒲インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまで及び首都圏中央連絡自動車道（つくば市から千葉県香取郡神崎町まで）のつくば中央インターチェンジから神崎インターチェンジまでの区間。

(b)　北関東発着型の出発及び到着エリア

東北自動車道の佐野藤岡インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで、常磐自動車道の岩間インターチェンジから北茨城インターチェンジまで、北関東自動車道の足利インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから水戸南インターチェンジまで並びに東関東自動車道の茨城空港北インターチェンジから茨城町ジャンクションまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

(c)　周遊エリア

東北自動車道の白河インターチェンジから青森インターチェンジまで、日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまで及び岩城インターチェンジから秋田空港インターチェンジまで、磐越自動車道のいわき三和インターチェンジから西会津インターチェンジまで並びに常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから常磐富岡インターチェンジまで、浪江インターチェンジから新地インターチェンジまで及び山元インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに八戸自動車道、青森自動車道、釜石自動車道、秋田自動車道、山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、秋田外環状道路、琴丘能代道路、米沢南陽道路、湯沢横手道路、仙塩道路、百石道路、仙台北部道路及び主要地方道仙台松島線・一般国道45号（仙台松島道路）の全区間。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引又はＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

なお、マイレージ割引におけるポイントの付与は、本割引を適用した後の料金の額10円毎に１ポイントを付与するものとする。

ホ　秋の北東北遊遊フリーパス

㈠　割引をする自動車

㈠に定める期間のうち連続する最大２日間または３日間に、㈡に定める区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

車　種	価　格	
	２日間利用	３日間利用
軽自動車等	5,000円	6,000円
普通車	6,500円	7,500円